

<p>宮嶋委員長</p>	<p style="text-align: right;">(15:44)</p> <p>皆さま、お疲れさまでございます。</p> <p>ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより木津川市精華町環境施設組合議会議会運営委員会を開会します。</p> <p>本日の議題につきましては、お手元に配付した次第のとおりであります。</p> <p>なお、委員会条例第13条の規定により、傍聴を希望する者がある場合は許可することといたします。</p> <p>また、この会議の記録につきましては、委員会条例第25条の規定により、委員長が署名することになっておりますので、私のほうで後日、会議録を確認させていただきます。</p> <p>したがって、発言の際は挙手願ひ、委員長の指名後にご発言いただきますようお願いいたします。</p> <p>それで、議題に入るわけですが、今3時45分です。明日も、これは木津川市に関わりますが、山城病院組合議会の定例会があります。そんな関係で、5時には終わりたいというふうに思っております。ただ、熱心に議論をいただいた末、5時に終わらないという見通しがある場合もありますので、今回の最終の申合せ事項なり、また、懸案になっている課題を申し送りしていくという確認をしておかないと次の議会運営委員会が開かれたときに困りますので、もし今日結論が出ない場合どうするかについてちょっと最初にご意見をいただきたいんですけれども。だから、基本は5時に終わりたいということです。</p>
<p>森本副委員長</p>	<p>今日の議運で調整がつかなかった分については次回に申し送ってもらおうということに。今日結論出るまでやるわけにもいかないの、後日という目標であればそういうふうにしていただきたいと思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>一つの案が出ましたが、ほかはいかがでしょう。</p> <p>ただ、今の森本さんの話は、もうそっくりそのままこういうところが到達点ですよとって次回に申し送るということですか。それとも、もう一回議会運営委員会を持つということですか。</p>
<p>森本副委員長</p>	<p>いやいや、次年度に新メンバーで、木津川市は新メンバーになると思うんですけれども、それでやっていただいたらと。今期の議運は今日が最終いうこととお願ひしたいと思います。それで到達点、お互いに妥協というのが正しいのか、結論に至らなかった分については、次年度の議運に申し送ってもらおうと。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今そういう意見が出ましたが、ほかはいかがですか。</p> <p>はい、佐々木さん。</p>

佐々木委員	<p>だから、もうそんなの簡単な話でしょう。要するに、合意できるものはもうそれは申合せにすればいいわけですよ、まず第一に。合意できるものは今日の段階でね。できないものは申し送ったらええわけでしょう、今、副委員長がおっしゃったように。今回、精華町側からちゃんと申し送りも含めて出してますので、これに異論がなかったらこれで申し送ったら済む話です。</p> <p>以上です。</p>
宮嶋委員長	<p>皆さんのお手元に申合せ事項案というのが、1と2というのが出ております。申し送り事項についても案の1と2というのが出ております。だから、その議論をして、そこでまとまればいいんですが、まとまらない場合はというところをちょっと心配しております。</p> <p>はい。</p>
佐々木委員	<p>基本的にこの委員会、何回も期日を決めて、案があったら出してくださいと言ってるわけですよ。皆さん、民主原則から言えば、出ないということは意見がないということなんでしょう。</p>
宮嶋委員長	<p>だから、2つ出ているんでしょう。</p>
佐々木委員	<p>だから、基本的にはほかに意見なかったら、その原案について了解するというのが基本になるんじゃないですか。要するに、提出されている案が1個しかないんだから。</p>
宮嶋委員長	<p>提出されている案は2つありますよ。</p>
佐々木委員	<p>1個しかないですよ。</p>
宮嶋委員長	<p>いや、2つあります。後で説明いただきますから、2つあります。</p>
佐々木委員	<p>それは事務局の中での話でしょう。1個でしょう。</p>
宮嶋委員長	<p>違います。</p>
佐々木委員	<p>いや、ほか出てるの、そしたら。</p>

宮嶋委員長	はい、出ています。だから、それが案の1と案の2です。
佐々木委員	いやいや、よろしいか、委員長。だから、ここに書いてあるこの資料には、案が出ていたのは竹川、佐々木の意見しか書かれていないじゃないですか。ほかの委員から出ているということですか。どの資料なんですか。
宮嶋委員長	<p>ご理解がちょっと全体で一致していないようですので、じゃ進めます、まずね。もう一度、途中で最終確認をしたいと思いますが、それでは議題に入ります。</p> <p>議題の1、議会運営に係る整理についてであります。</p> <p>前回の委員会において、2月3日までに申合せの修正案と申し送りの確認事項案について事務局へ連絡いただくものとし、取りまとめたものを事前に配付していただいておりますので、本資料に基づいて最終確認を進めていきたいと思っております。</p> <p>それで、今、佐々木さんからもありましたが、どれがどうなのかということがありますので、皆さんのお手元にあります議会運営申合せ事項、これは案の1と案の2があります。申し送りの事項についても案の1と2があります。だから、それについてちょっと事務局から簡単に言っていただきましょうか。できますか。いいですか。</p> <p>では、松井さん。</p>
松井総務課長	<p>それでは、私のほうから、すみません、事前にお送りさせていただいた資料等につきましてご説明させていただきます。</p> <p>少し誤解があったかもしれませんが、議会運営申合せ事項及び議会運営申し送り事項につきまして、それぞれ案の1、案の2とつけております。意見については複数ございました。</p> <p>事務局で取りまとめてお渡しするに当たりまして、まず一つの意見といたしましては、前回、事務局が案としてお示しをいたしました議会運営申合せ事項案、これに溶け込ませて十分対応できるような意見ということで意見提出がありました。</p> <p>それに基づいて、案の1、議会運営申合せ事項というふうにお配りしているものにつきましては、点線部分で囲ったものが前回の事務局案と異なっている部分ということになってございます。この部分をこういうふうに変えていいのではないかとということで意見を頂戴いたしましたので、前回の事務局が作成いたしましたものでございますが、議会運営申合せ事項案に意見をいただいたものを反映したのものとして、案の1を作成いたしております。特に、箱で囲っております1ページの上3つの欄、それから2ページ目の一番下、11点目ですね。この部分の表記等を修正してはどうかというご意見をいただきましたので、溶け込ませて案の1として作成をさせていただきました。</p>

<p>松井総務課長 つづき</p>	<p>続きまして、案の2でございます。案の2につきましては、別途ちょっとこれは配付させていただきましたが、竹川委員、それから佐々木委員のほうから環境施設組合議会の申合せ、申し送り意見ということで2月3日付で文書を頂いております、これは事前に同封をさせていただきます。これを同じく前回の事務局案に溶け込ませますのはちょっと体系的に難しいものですから、このいただいた意見の中から申合せ事項としてまとめられるんじゃないかというふうに事務局でまとめさせていただいたものが案の2となっております。ですので、2つの案をお示ししたという状況になってございます。</p> <p>それと、議会運営申し送り事項についても、考え方は同様でございます。文書として箇条書程度でいただいた内容の意見がございましたので、それをまとめさせていただいたのが案の1、それと、先ほど竹川委員と佐々木委員のほうから頂戴した文書から抜粋をさせていただいて、要約等もできませんのでほぼ抜粋になっておりますけれども、それをつけさせていただいているのが案の2となっております。</p> <p>あと、竹川委員と佐々木委員のほうからいただきました申合せ、申し送り意見、これを原文そのまま同封させていただきました。この理由といいますのは、この内容の、ちょっとページ数がすみません、我々のほうでも打っておりませんのですけど、最終のところ、一番最後のページの辺りですね。前のページから4点目、その他ということで、懸念事項を追記しますというご意見を頂戴しました。これは、事務局のほうで申合せ事項にも申し送り事項にも溶け込ませていいものかどうか判断つきませんでしたので、これもご確認いただくことを込めて同封をさせていただいたというところでございます。</p> <p>それと併せまして、本日、お手元の机上配付となって申し訳ございませんが、次第とともに、前回、前々回と同じように検討事項一覧の前回の要約筆記といいますか、要点だけをまとめたものを追記したものをお配りさせていただいておりますので、ご確認いただきながらご協議いただければと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今説明していただきましたけれども、ご理解をいただけましたでしょうか。</p> <p>はい、佐々木さん。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>だから、案の1のほうに出されたペーパーはないんですか。口頭でしか聞いていないからちょっと客観性に欠けてくるので、それは。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>口頭じゃないですね。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>だから、きちんと誰からこんな意見があったというふうであれば検</p>

佐々木委員 つづき	討しやすいけれども、それがそうでなく、その辺が正直よく分からないので、何でそういうものが出てこないんですか。
宮嶋委員長	はい。
松井総務課長	<p>この分につきましては、すみません、ここでまずは口頭でのご報告とさせていただきますが、宮嶋委員長のほうからメールにてご提出をいただきました。メール本文に内容を書いていたいただきましたので、それをもうここに溶け込ませて今ご提出させていただいたということでございます。2月3日の、時間帯はかなり早い時間帯だったと思いますが、にいただいておりますものでございます。</p> <p>それで、メール本文をちょっと焼いて入れるということではなくて、もう溶け込まして十分内容は反映できたというふうに考えたものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
宮嶋委員長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>そうしましたら、先ほどもありましたことですが、ただ、文書の形態とかが少し異なっておりますので、何をどう確認するかということでもちょっと積極的に言うていただいて、確認できる事項についてお願いしたいと思います。それでどうでしょうかね。どこからでも結構ですけれども、申合せ事項についてお願いをいたします。</p> <p>はい、森本さん。</p>
森本副委員長	<p>案の1のほうは今まで協議した内容は一番分かりやすく書いてあると思うな、案の1のほう。ずっと協議してきたのと、結論が出たところについてのことが全て書いているという分では、こちらのほうが理解しやすいのではないかなと。案の1、申合せについてです。私はそう思います。</p>
宮嶋委員長	<p>ほか、いかがですか。</p> <p>はい、佐々木さん。</p>
佐々木委員	<p>案の2を全部とは言いませんが、ただ、前回の委員会で言わせてもらったけれども、今まで議論をしてきたけれども、ほとんど議会内の運営をどうするかという、しかも、その中心的な部分に限定された話やったわけですね。これも何遍も言っていますけれども、木津川市議会さんと精華町議会、両方とも基本条例の線に沿って、例えば当局が要するにここでの管理者側との関係をどうするかとか、また住民と</p>

<p>佐々木委員 つづき</p>	<p>の関係をどうするかとか、前回も言わせていただきましたけれども、例えば請願や陳情の受付をどうするかとか、締切日ね。受付日だとか、そういうことをきちっと決めないままこれ、もし次に送った場合、簡単に言えば、何でもあり議会になりますよ。何のルールも決まっていないから何やってもいいという話になるわけですよ。</p> <p>少なくとも、そういったことがちゃんと次に構成する議会の8人のメンバーが管理者との関係、どういう関係性を保たたらいいのか、住民との関係はどういう関係を保たたらいいのかというのは、案の2全部を入れろとは言いませんが、少なくともその項目は体系的に入れておかないと、ほんまに何でもあり。何でもあり議会ですから何が起こってもおかしくない。法令に違反しない限り何が起こってもおかしくないという話になってきますので、議会運営が混乱しますよ、このままいくと。</p> <p>ですから、少なくともその辺はしっかりと、細かいことはもういいよというのは、それは細かいことは別に譲歩しますけれども、今言ったような話はちゃんとしておかないとしんどいと違いますか。</p> <p>その辺はちゃんと一定のルールを決めておかないと、混乱の原因を次のほうに押しつけちゃうという話になりますね。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>森本さん、ありますか、今の。 はい、森本さん。</p>
<p>森本副委員長</p>	<p>今、案の2の5番のところぐらいを言うておられるのかなと思うんですけども、ちょっと順番、やり方が分からへんねんけれども、申し送り事項についても今日若干協議して申合せ事項に入れられる部分を探るのか、それとも、もうこれで申し送りはどっちや、申合せはどっちやと決めてそれで終わるのか、それはどうなんですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>いや、いいですか。申合せというのは、これまで議論してきたことで確認をして、議会運営委員会の申合せ事項として決定する中身です。申し送りというのは、議論がまだ途中なので、何が議論がまだ途中なのかという項目を申し送るということですので。 はい、森本さん。</p>
<p>森本副委員長</p>	<p>今日は、申し送り事項から申合せ事項に格上げするための協議はしないんですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>それはしないです。 もう今までの到達点を整理して今日は決めるということですので、新たに何か問題、課題を議論する時間的余裕もありませんので。</p>

宮嶋委員長 つづき	はい、竹川さん。
竹川委員	だから、今日大事なことは申合せ事項をきちっと全体で議運で確認するということだと思うんですけども、案の1はほぼ合意できる、点線のところも含めてね。案の1にあって案の2にあるのが、大きな5番、6番が案の2にはあるけれども案の1にはありませんよね。だから、案の1では一般質問についてかなり細かく書かれていますので、これに案の2の、裏面の4、5、6を足せば、ほぼ網羅できるんじゃないでしょうか。
宮嶋委員長	最後に言わはったのは4、5、6、議会運営委員会。
竹川委員	5、6。
宮嶋委員長	いや、4も言わはった、今。だから、議会運営委員会の①のところと5の議会と住民との関係の①、②、③と、6番、その他の①、②ということですか、確認しますけど。
竹川委員	というのは、案の1の3番の議会運営委員会については、議長を除く全議員で構成するというのが書いていないので、これは書いておいたほうがいいかなとは思うんですね。まず、議長を除く全議員で構成すると。それから正副委員長は、正副議長はというようにしたほうがいいかなと。もう分かり切っていることではあるんですけど。 あと、案の2の5、6を案の1に付け加える。
宮嶋委員長	ちょっと私の認識は、議会運営委員会の委員の構成は議長と副議長を除く6人でやっていたんじゃないですか。
竹川委員	ああそうです、はい。そうです。
宮嶋委員長	だから、これは議長を除く全議員で構成するというのは、今までの確認とは違う中身が書いてありますね。
竹川委員	そうですね。だから、議会運営委員会は要するに議長と副議長を除く6名ですので、それを書いたほうがいいかなと。案の1の3のどこ

竹川委員 つづき	ろでね。書いていないのでね。だから、議運は議長と副議長を除く全議員で構成するというものを書いて、分かり切っているんですけども書いておいて、あと、案の1の2ページ目に案の2の5と6を付け加える。これはほぼ合意できる、まず合意できることやと思うんですけど。
宮嶋委員長	だから、案の1の3、議会運営委員会についてのところで、委員の構成が明確でないので、正副委員長と正副議長の扱いだけが書かれているけれども、まず、議長、副議長を除く全員で構成するということを明確にした上でという意味ですね。
竹川委員	(1)でそれを書いて、今の(1)、(2)を(2)、(3)にしてはどうかと。
宮嶋委員長	<p>という案ですが、それについては今までの議論の中で確認していることですから、特に問題ないですね。</p> <p>(はいの声)</p> <p>その上で、5番については、請願の締切りというのは、前回の確認で定例会前の議運の前日ということは全員が合意になっていたと思うんですが、具体的に、ここには請願書の締切日は本会議前に開催される議会運営委員会の前日17時までとするというのは書かれています。これは前回まで確認したことなので、問題はないですね。</p> <p>あとは、その締切日の3週間前までに、ホームページなど容易に知り得る手段で住民に知らせると。要するに、締切日はいつかということを知らせるということですね。</p>
竹川委員	これもたしか、ほぼ合意しましたよね。
宮嶋委員長	締切日は定例会が決まる、議運で決まるというのはどういう段階で決まるんですかね。
金森事務局長	議運の日程ですか。
竹川委員	1週間前。



佐々木委員	もっともっと前。
竹川委員	ああ、日程が分かるのはね。
宮嶋委員長	で、告示の日というのはもうかなり早い段階で調整しますから、それはもう確認はできますよね、基本的には。2月定例会を今日2月8日に開くというのはかなり早い前に決められますよね。
金森事務局長	そうですね。
宮嶋委員長	だから、別に3週間前までにと言わなくてもええわけですけども。はい。
佐々木委員	趣旨は、要するに住民が請願や陳情を出したいのに、いつ議運または本会議があるかわからなかったら出しようがないですよ。それは最低限、最終的に書いて出るだけであって、例えば第1回定例会が2月10日前後になると書いていると、その1週間か10日前に議運があると。大体その日程の前後があると。さらに前後はあるかもしれないけれども、想定はできますね。そこから3週間前以上ということでもいいんだから、例えば2月10日だったら、2月1日に議運があったら1月10日より前ということでしょう。だから、去年の例えば11月か12月ぐらいに大体もう第1回定例会の日程がほぼ固まっているんだしたら、もう既に12月段階で余裕を持って、1月30日ぐらいまでに出してくださいねと書いておけば済む話ですね。それだけの話です。だから、別に厳密に議運で決めてから3週間遡らなあかんということを行っているわけじゃないので、その程度の余裕を持って住民さんにお知らせしたらどうかという趣旨ですから、そんな厳密な日程を求めているわけでも何でもないです。
宮嶋委員長	今、追加の説明がありましたけれども、いかがですか。
佐々木委員	いつも11月定例会って何か9月ぐらいに回ってますやん、日程は。
宮嶋委員長	いわゆる締切日をお示しするだけのことから、そんな難しい話ではないですよ、日程が決まれば。はい、どうぞ。

金森事務局長	前日17時とあるんですけども、正午では。
竹川委員	いいん違いますか。
金森事務局長	17時は非常に厳しいものがあります。
宮嶋委員長	準備する関係で。
金森事務局長	はい。せめて正午。
宮嶋委員長	今ちょっと修正として、まず締切日は17時ではなく正午でお願いできないかということがありました。 はい。
佐々木委員	理由をちゃんと示してほしいんですけども、木津川市もそうになって。精華町は前日の5時なんだけれども、木津川市議会も12時で運営されてるんですかね。
金森事務局長	木津川市議会はたしか正午やったと思いますね。
佐々木委員	いやいや確認だけよ、だから。木津川市議会は正午で運営してるの。
金森事務局長	たしか正午やったと思います。
佐々木委員	だから委員さんに聞いているんですよ。
宮嶋委員長	それはともかくとして、こちらの事務局の現実の対応として正午でお願いしたいと言っておられるわけですけども。 はい、竹川さん。
竹川委員	5時やったらもう帰る直前なので、やっぱり昼でやって、それでそこからそれぞれに連絡するというのがその日のうちにできるので、僕はそれでいいと思います。

竹川委員 つづき	締切日の3週間前というのは、何でこう具体的に書いたかという と、委員会で管外研修に行ったときに、各委員会が首長に提案したと きに、例えば精華町なんかですと提案しっ放しなんですよね。ある議 会は、委員会からぱっと首長に出したときに2週間以内に回答するこ ととするという、そういう縛りがあったんですよ。だから、やっぱり 縛りって大事で、だから例えば3週間前が無理やったら2週間でもい いと思うんですけども、これやったら無理がないかなと思うので、 こういうふういきちっと何か12時までですよとか3週間前にホーム ページに載せるんですよと書いたほうがきちんと効果があるので、そ ういう意味なんですよね。ぜひ、何も3週間とものすごくこだわる根 拠があるわけでは。
宮嶋委員長	はい、高岡さん。
高岡委員	先ほどの前日の17時のところは、それは事務局の仕事の関連もあ って正午、12時でよいと思いますし、請願される方にホームページ で容易に知らせるという意味では、別に締切日の3週間前までにと いうのがどこまで効力があるかいうのか、請願したい方は、普通にホ ムページを見たら分かるように書かれていたら、議会運営委員会が開 かれる日程なんて2か月ほど前にもう決まっているので。
佐々木委員	公表されてないよ。
竹川委員	公表されてないよ。 3週間前までに公表しなさいということです。そういう意味です。
佐々木委員	私らは知ってるけど、住民は知りませんよ。
高岡委員	ホームページで公表されてないんですか。
竹川委員	組合のホームページに載ってないから。
佐々木委員	してないでしょう。
竹川委員	だからそれ、組合のホームページに3週間前までに載せなさいよ という意味です、事務局に言うてる。

<p>宮嶋委員長</p>	<p>じゃ、ちょっと整理しましょう。趣旨はお互いに理解できる話やと思うんですが、一つ修正は、正午という修正でいいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>じゃ、それはどう入れ込むか。 あと、2番は議長が受理した段階で、全議員に送付する。</p> <p>(はいの声)</p> <p>正副議長は紹介議員に。</p>
<p>松井総務課長</p>	<p>委員長、すみません。ちょっと確認よろしいですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>どうぞ。</p>
<p>松井総務課長</p>	<p>2点目の議長が受理した段階で全議員に送付する、前日の正午までが提出期限になります。前日の正午にあったものを前日中に全議員に配付するという意味ですか。もしも可能であれば、この場合、もっと前に出てきたやつは一定余裕を持って今、各事務局にポスティングをさせていただいてますので、知らせることは余裕をもってできると思うんですが、前日の例えば正午に来た場合は、翌日、議会運営委員会ですので、例えばですけれども、その翌日の議会運営委員会の場の机上配付、こういったことはお願いできますでしょうか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>それはいいんじゃないの。別にここで、議運で決定するわけじゃないから、こういうものが出ていますということを確認するだけの話ですから。</p> <p>はい、佐々木さん。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>だから、木津川市でどうしているかあれだけれども、精華町議会の場合は、基本的にはかなり知ることは要るねという話になっているんです、それは。だから、一つは前の日に、ぎりぎり前の日に来た場合という問題、一番接近した問題というのは、今一般質問だってメールでやり取りしているんだから、もし了解さえあればそれをPDFか何かにしてメール配信すれば済む話ですよ、技術的な話としてはね。</p> <p>もう一個は、趣旨としては、要するに管理者提出議案は大体想定できるじゃないですか。予算、決算とか出てくるようなのだったら想定できるんだけれども、請願とか陳情って想定できないじゃないですか、何が出てくるかということは。それをどう扱うかというのを次の</p>

<p>佐々木委員 つづき</p>	<p>日の議運で決めるわけでしょう、どう扱うかというのを。だから、請願の場合はそれはちょっと受けざるを得ないと思うんだけど、陳情の場合どうするかという問題、発生しますやんか。そこを判断して、各委員さんが判断するためのやっぱり事前調査時間というのは要ると思うんですよ。その請願や陳情が何を意図しているのか、それは当議会で審議するに値するのかどうかとか、また、扱いについてどういう扱いにするのが一番住民のためにいいのかとか、そういったことを事前に調べたり検討する時間が要るので、できるだけ早期にという話になっているわけですね。だから、全てが全て、何度も言いますがけれども、当日配付で判断しろというのは、基本的にもう現在あり得ない話です。あり得ないです、それは。前も言いましたけども。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ちょっともういいですか。何回も言われている話は。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>要するに、やめてくれということです。当日判断はやめてくれと。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>はい、申し訳ない。        どうですか。ただ、事務局での対応もありますので、2番はそれで確認するけれども事実上できない場合もあり得ることは、もう了解しておいてください。</p> <p>(はいの声)</p> <p>3、正副議長は、紹介議員になれない。</p> <p>(はいの声)</p> <p>4、可能な限り、請願者及び関係者の意見を聞く。</p> <p>(はいの声)</p> <p>ほんなら、この1から4については、正午というのに訂正して、これを請願の扱いとして申合せとすると、それでよろしいですね。</p> <p>(はいの声)</p> <p>それから、次は陳情、要望書の扱いについてが書かれておりますが、いわゆる紹介議員を要しないこと以外は請願書に準じた扱いとするという扱いになっております。そういう申合せということになっていきます。これについてはどうですか。よろしいですか。</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>(はいの声)</p> <p>3番目、公開。委員会は、秘密会を除き原則として公開すると。</p> <p>(はいの声)</p> <p>じゃ、この5番についてはこれでそれを申合せ事項に入れるということなんです。</p> <p>次、6、その他の議会活動ということで、1は研修について書かれております。読みます。</p> <p>研修。議会は、議員及び議会の能力を向上させ、住民福祉の向上に資するため、多様な研修の機会を設けるとともに、議員は積極的に研修に参加しなければならない。また、管理者は、関連情報を、必要に応じて議員に提供するものとする。</p> <p>②広報・広聴。議会活動を、多様な手段で住民に知らせるとともに、住民参画の視点から、多様な手段による広聴の活動を位置づける。広報広聴機能は、議会運営委員会で検討する。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>じゃ、ほんならこれも申合せ事項に入れるということで確認をしました。</p> <p>そしたら、申合せ事項については、今の到達点は申合せの案の1に、今確認した4、5、6の修正した部分も含めてそれを入れ込むということによろしいですね。</p> <p>(はいの声)</p> <p>じゃ、申合せ事項についてはそれで決定とします。</p>
<p>松井総務課長</p>	<p>委員長、すみません。最終的な順序ですが、案の1が今、1、2、3、4、5、一般質問までとさせていただきます。この後ろに6、7として、ただいまの議会と住民との関係、その他の議会活動、これを入れるという確認でよろしいですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>はい。要は整理の番号は、6番が請願に関することと、7番が研修とその他の議会活動についてということで整理をするということで確認しました。</p> <p>そしたら次ですが、合意に達しなかったものについては申し送りをするということで出ています。これについていかがでしょうか。それで今日、事務局のほうで検討事項一覧、2月1日の結果を追記という</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>ことで、いわゆる点線で書かれている部分というのは、最後のところで点線で書かれているのは要するに申合せ事項の案であります、それについては今日確認をしたということで、それでいいと。</p> <p>その他の事項については点線のままということになっておるんですが、それ以外にこの間議論したことがそこにあります、これの理解はどうですか。皆さん、ご意見あれば。だから、どこを申し送っていくのかという確認をしておきたいと思うんですが。</p> <p>2つの一応、案がありますね、ここには。だから、例えば案の2のところ、これまで8項目のことを議論してきて、それについては確認された事項もあるように私は理解しているんですけども、だから、申し送り事項というのは最小限のものでええのかなと思っておるんですが。</p> <p>はい、佐々木さん。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>これは各議会どんなふうに申し送っているか分からないんですけども、少なくとも精華町議会の幾つかの委員会においては、委員が最悪、全員替わるということがあり得ますよね。特に今回、木津川市さんは市議選があるわけだから、どれだけメンバーが替わるか分からないという不確定要素があるわけで、要するに今の今期の議員というか、ここの議運でどんな議論をしてきて、どこまで到達しているのか、どんな議論をしてどんなことが確認されたのか、残っているのは何なのか、それは何で意見が合わなかったのかということを示しておかないと、次の人が何を議論したらいいのか分からなくなるということと、また次の皆さんが同じことをやるおそれがあるんですよ。ここでやったことと同じことを繰り返すというのは非常に時間の無駄です、それは。もちろん、メンバーが替わるわけだから考え方が変わることもありますよ。あるけれども、今やっていること、やってきたことをしっかりと伝えることによって重複は避けながら、必要な部分だけ議論をしてもらうという責務は私たちにある、申し送る側にあるわけですから、事柄だけを申し送るんじゃなしに、何でこうなったのか、何が残っている課題なのか、それはどういう意見の相違があってこの問題が残っちゃったのかというものをしっかり書いておくことが必要だと思うし、そういうことをこの間やってきているのでほとんど違和感ないんですが、だからもう一遍言いますが。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>いやもう一遍は結構です。申し訳ないですが。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>要するに、案の1は私らが読んで理解できることなんですよ。私らだったら分かる、案の1は分かる。分かるんだけど、私ら以外の人だったら分からないということなんですよ。</p>

宮嶋委員長	<p>分かりました。      急がせて悪いですが、ちょっと手短かに発言いただいて中身を見直したいと思いますが、いかがですか。      具体的に書かれた中身についてちょっと指摘をいただいたほうがいいかというふうに思うんですが。      はい、森本さん。</p>
森本副委員長	<p>今、佐々木委員のほうから、申し送りについては具体的にもっと、タイトルだけじゃなくてその経過というか経緯というか、その辺までどんな議論があったかも含めて申し送らないと駄目じゃないかという話だったと思うんですけれども、その意味で言ったら、今日出してもらっている事務局から出ている結果追記のまず1ページの傍聴規則の見直し、ここについては、1月18日の一番最後の1ページの一番下のところに具体的な見直しについて云々といろいろ書いてますが、その上にも、これを議論しているのは何のためやというようなことも書いてあると思うんです。      それと、まだ詳細について見ていないけれども、5ページのところの特別委員会の活用案については、一番下の黒線で囲っているところは、2月1日に市議会においては17対3で本会議主義がよいと云々で、細かい、何でそれでよかったのかという内容も書いているので、そういった点を書いた分を申し送り事項にしてもらえないでしょうか。      また、ほかにも2の3、決算の審議のこともあったり、今ぱっと見た感じでは傍聴の意見と特別委員会のところはこういうデータを申し送っておいたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますけど。</p>
宮嶋委員長	はい、伊藤さん。
伊藤委員	ちょっとこの場をお借りして、私の発言が非常に先日、まずい発言、認識不足で申し訳ないと思っています。
佐々木委員	今の議題じゃないですよ。
伊藤委員	発言の正式な取消しをお願いしたいと。
佐々木委員	議題から外れてます。ずれてます。
伊藤委員	いやいや、今この話が出たので。



佐々木委員	出てませんよ、そんなの。 議論してませんよ、そんな話、今。
伊藤委員	いやいや、一番最後に言おうかなと思って。
佐々木委員	次にしてくださいよ、言うんだったら。
伊藤委員	はい。 一番最後に言おうかなと思って。
佐々木委員	とりあえず申し送りを確認すればいいんでしょう、今は。
伊藤委員	はい。
宮嶋委員長	じゃ、後は伊藤さん、悪いですが後でお願いします。
伊藤委員	はい。
宮嶋委員長	先ほど森本さんからあったように、事務局のほうで整理いただいた議会運営委員会の名前でありますこの間の検討経過、だから、これそのものを申し送る、中身を一つとしてこれをつけるという上で、これだけでは足りないよというのであればそこのところをもう少し出していただいたらというふうに思いますが、議案については参考資料の添付の問題をまとめていくということ、それから予算、決算については附属資料なり成果の報告書の充実ということも議論をされたわけですが、それについては、ごめんなさい、佐々木さんと竹川さんのところでは、どこにそれが記されていましてですかね。
佐々木委員	5 ページですね。
宮嶋委員長	5 ページの提出案件については云々かんぬんということですね。 ただ、現実的には予算、決算については、今日も出されておりましたように附属資料を、決算については成果の報告書というものは出されることになっていきますので、それについて具体的に記録しておくほうがいいのではないですか。

宮嶋委員長 つづき	はい、佐々木さん。
佐々木委員	反対はしないけれども、今日の私の一般質問の到達点から見たって、それは議会側から言ってくれと言われたわけですよ、何が要るのか、そういうものはね。でも、それって今から議論なんかできないじゃないですか、時間的に。今日中に。大体どんな資料、書類があるかまだ出ていないんだから、これ要る、これ要らないという判断はできないし、だから、そのことについても申し送らなしゃあないん違いますか、次に、そこは。
宮嶋委員長	だから、中身の問題じゃなくて、そういうことの全体として申し送っていくということでしょう。議案についての説明資料、それから予算と決算についてのそういう資料ということではないですか。 それで、ちょっと時間が近づいていますので、どういうふうに最後、しますか。 はい、森本さん。
森本副委員長	案の1と、先ほど委員長言われたように、事務局で作っていただいた結果の追記、今日の分ね。これをセットにして申し送りにしたらどうなんでしょうか。
宮嶋委員長	1つの案が今提案されましたけれども。
高岡委員	いいと思います。じっくりと練って読み込んで、もっともっと読み込んで、一番いい方法を見いだせばいいん違いますか。
宮嶋委員長	こんなこと言うと叱られるかも分かりませんが、案の1、案の2と書いてありますけれども、これらについて議論はしたけれども結論に到達しなかったの、これらを全て申し送ると。 だから、この文章と案の1と案の2のやつを全て申し送り事項にして、次期のときにそれを踏まえて検討してもらおうと。申し送り事項ですから何か正式な書式があるわけでもないだろうし、議論した到達点という意味ではそういうことではないかというふうにも思うんですが。
森本副委員長	皆さんがそれでオーケーであればそれで。

高岡委員	オーケーです。賛成です。
宮嶋委員長	<p>はい、よろしいか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>そしたら、すみません、ややこしい話になって申し訳ないけれども、申し送り事項も検討したと。検討した結果、案の1、案の2が出たと。それから事務局で整理したこれがあると。これらを全て申し送りの中身とするということによろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>じゃ、そういうふうにさせていただきます。 ほかに。 伊藤さん。</p>
伊藤委員	<p>先日、私の発言で非常に不愉快な思いをさせたということと、認識不足ということと、発言の正式に取消しを、あのときぱっと、それだったらもう消すわって言いましたけれど、正式に発言の取消し、杖の件です。そのほう、よろしく願いいたします。申し訳ございませんでした。</p>
宮嶋委員長	<p>今、伊藤委員さんからの発言にありました。内容を繰り返しはしませんが、傍聴規則を議論したときの発言ということでご理解をいただいて、今の件、よろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>はい、佐々木さん。</p>
佐々木委員	<p>よろしくないと思いますけどね、それは。既に発言をしてるから記録が残ってますよね。で、取り消すんだったら何を取り消すか明確にしないとあかんのですよ、議会の場合については。どの部分を取り消すのか取り消さないのか。それをやらないと、いったい何を、もしくは全部、全部ってことになりますね。全部取り消すってことになりますけれども、もし全部取り消されたら、傍聴規程の話は合意してるじゃないですか。伊藤さんの発言がなければね、なければ杖については外すって話が提案されてたわけだから、合意しているんですよ。申し合わせ事項として。傍聴規則の改正事項としてね。それができなかったということがまず一個ありますよ。</p>

<p>佐々木委員 つづき</p>	<p>それともう一個、この問題って私らが処理すれば済む話ではなくて、既に日本政府も批准してる障害者権利条約だとか、また日本の法律関係でも、障害者差別解消法だとかね、そこではしっかりと合理的配慮というのが規定されてます。2015年前後には、鹿児島県議会や愛知県議会、視覚障害者の方が補助をする白い杖ね、白杖を傍聴席に座ったときに係員に取り上げられたという事件が起こったんです。で、障害者団体から3つの議長会、都道府県、市、町村の3つの議長会に対して廃止をすべきだという申入れが既に8年前に起こっています。で、大半の議会ではそれは廃止をしてるし、木津川市も精華町も少なくともありません。それはいいことだけれどもありません。</p> <p>ただ一方で、昨年が起こった事件として、秋田県内で幾つかの自治体がまだ残っていると。しかも、杖だけじゃなしに精神に異常する者はあかんって書いてあるわけですよ。そういったことが書かれてる議会が見つかって、今問題になっています。</p> <p>だから、この問題というのははっきりうちの議会としての姿勢を示しておかないと、やっぱりそこはそれを容易に扱っちゃうと、結局、うちの議会全体が、8人がそういう思いなんだなになってしまうので、何らかのやっぱりけじめはつけるべきだと思いますね。単純に取消しするのかという問題ですよ。</p> <p>もっと言えば、伊藤さんに何か簡単なペーパーを作ってもらって、そんな認識はなかったと、私は誰も差別などする気はないですということを確認して発信する。それを何かやっておかないと、後々、ここの組合議会というのは杖の規定も残ったままだし、議論した結果、まだ残ったままだしになりますよ。それは避けなければならぬと思います。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>はい、分かりました。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ただね、杖の問題が議論になったのは事実ですが、傍聴規程そのものの部分的修正なのか、佐々木さんが提案したように全面的な修正なのかという議論のところというのはまだ一致しなかったわけですから、そういう意味で先ほどの申し送りの中で書かれている中身があるかと思います。</p> <p>例えば案の1は、傍聴規則は市民、町民に開かれた議会として最小限の決まりとするよう改正するというのは佐々木さんが言われたような趣旨で、基本は開かれた議会だということからいうと、それでいいのかというふうに思いますので、確かに何を取り消すのかという場合は現実に文章を示さなあかんわけですけども、現実の問題としては、今そういう時間がないので、杖に関する部分ということで皆さんが確認いただければ、それは後でできます。できないですか。</p>

金森事務局長	議事録の取消しはできない。
宮嶋委員長	議事録の取消しはできない。
金森事務局長	会期中でないと。
宮嶋委員長	会期中でないとできない。会期が、会期中でないとって、でもそうか、本会議に諮らなあかんという意味ですか。
金森事務局長	違います。
佐々木委員	委員会の時間中です。
宮嶋委員長	だから、委員会の時間中で口頭内容で皆さんが確認したら、いわゆる杖に関わる部分。
佐々木委員	違う委員会やで、ここ。
宮嶋委員長	ああ、そのときの委員会か。委員会でも違うからか。
伊藤委員	すみません。そのときに私、それだったらそちらの案で私は了解しますっていうことは言った。ただ。
宮嶋委員長	ちょっと待って、伊藤さん。もう伊藤さんの思いは分かったの。じゃ、もう取消しができないということであれば、どういう善処策がありますか。さっき言うたようなやり方をするということですか。
竹川委員	そう、ペーパーで。
伊藤委員	ペーパーで。
佐々木委員	それはもう載せると、ホームページに。

金森事務局長	ただ、今、取り消すと言われたことは議事録に残りますから。だから、法的な取り消しでは、過去に言われたことがなくなるということはないです。今日、取り消すと言われた発言は残ります。
宮嶋委員長	ただ、佐々木さんが言うように、ホームページと言われた場合、議事録はホームページにないわけやけども。
佐々木委員	<p>いやいや意味おかしい。趣旨から言えばね、要するに今、局長がおっしゃってるように、既に取消期限は過ぎているわけですね、簡単に言えば。だから取り消す場合、できないわけです。ということは、書いてあることは残っているわけですよ。1月18日か、の会議録に残っちゃってるわけでしょう。で、これを何とかしようと思ったら、今日の、第三者が見た場合、18日の会議録と今日の会議録を両方読めば分かるかもしれないけども、そんなことをする人は、めったに期待できないわけですよ。つぶさに議運の会議録を頭からお尻に至るまでね。でも、18日の会議録だけ読んだ人から見れば、何でこんな議運がされてるんだってという話になるじゃないですか。この時代においてとなっちゃうんですよ。特に障害者あたりからしたら、そうっちゃうんですよ。</p> <p>だから、別途、何がいいか分からないけれども、ご本人の声明か議長声明か、または議運の委員長声明か何らかの形で伊藤さんの真意をちゃんと公表するというにすれば、そこは何とか最終、相手が納得するかどうか分からないけれども、ちゃんと釈明をしておくということはやらないと、後々そこを指摘された場合に何もせずに終わっちゃっているということになってしまうので、特に今回が事実上の今期の8人のメンバーでは最後になる可能性があるわけで、ちゃんとけじめをつけておくほうがいいんじゃないですか、それは。</p>
宮嶋委員長	はい、事務局長。
金森事務局長	<p>議事録がまだ完成していないんです。いないんですけれども、全然まだ手をつけてない状況で議事録を見ると、伊藤委員は佐々木委員とのやり取りの中で、いやいや私はそういう趣旨で言うてませんよという発言があります。委員長も、いやいや伊藤委員はそういう趣旨で言うてへんと言うてはるわけやからというようなこともあって、議長からも、まずそれはそういう趣旨じゃなかったんやろということを確認しておこうよというような発言もあったんですね。</p> <p>だから、そういう意味では伊藤委員はその日のうちに誤解やという意思表示はされていたと思いますので、取り消すとかそういうところではないのかなと私は個人的に感じています。</p>

宮嶋委員長	はい、佐々木さん。
佐々木委員	<p>私は法的にどうのこうの言う必要はないからね。私はどっちでもいいんです、はっきり言って。どっちでもいいんです。ただし、私は当事者にはなりたくないの、自分の意見は表明するし、場合によっては関係各所には連絡します、それは。だから、そういうことに、それは具体的にこちらから発信するんじゃないし、誰かから言われてあたふたと対応するんだったら、こっちから初めから発信したほうがいいよと言っているだけであって、別にそれにこだわる気ないです。それが嫌だったらもういいです。局長言うように嫌だったらやんなくていいです。でも、後々問題になりますよ。だから、そこをならないようにしましょうと言ってるんですよ。そういう事態を防ぐために、未然に。でも、そんな事実上、この会議に出たメンバーなら局長言うような理解をしているかもしれないけれど、会議録で発言したことは残ってしまうので、そこはちゃんと違うということをこちらから発信しておかないと、問題が起こる可能性がありますよと。それがもうこのままでいいということならば、このままでいいですよ。でも後々起こります、問題が。それだけのことですよ。こだわりません。嫌というんだったらやめてください。もう結構です、それは。あかんとするんやったらもうやめてください。やらんでいいわ。あとは判断ですよ、皆さんの。</p>
宮嶋委員長	はい、森本さん。
森本副委員長	<p>先ほど局長は、テープを聞いたのか、粗の会議録を見たのか、どっちか分からないけども、私も思い出せばそうやけれども、今、佐々木さんは念のために文書を、先ほど言わはったような文書を作っておいたほうがええよと、できればホームページにアップしておいたほうがええよと。</p>
佐々木委員	そうです。
森本副委員長	<p>言うてアドバイスしてくれてはんねんから、もうそれは受け入れて、ペーパー書くだけのことやから、言い方は悪いけど。心配して言うてくれてはんねんから、よろしくお願いします。</p>
伊藤委員	<p>心配して言うてくれてはることは非常に感謝します。そのようにアクション起こします。</p>

森本副委員長	書くだけと言いましたけれども、ちょっと言葉足らずで、書く労力を惜しまずをお願いいたします。
宮嶋委員長	よろしいですか。 あとはちょっと、最終的には議長のところでは確認いただいて、その書いていただくということですので、それで了解してもらえますか。
高味議長	今言われているように、議長の名前か委員会の委員長の名前か三者の名前かというのを、ちょっと相談しながらでいいですか。
宮嶋委員長	よろしいですか、そういうことで。  (はいの声)
高味議長	まだこんな、我々も初めての経験やから、どういうふうな形になってどういう文章になるのかいうのもちょっと。
宮嶋委員長	分かりました。じゃ、ちょっと具体的な最終のところは伊藤さんのところや議長や私のところでさせていただくということで了解をいただいて、ほか、ございませんか。
佐々木委員	私、書きましょか。案、作りましょかってのも変だけど。
宮嶋委員長	ちょっとそれは、じゃ、後でまた相談いただいて。
伊藤委員	ご心配いただいて感謝いたします。
佐々木委員	よろしいですか。 ちょっと2点あるねんけれども、一つは、この前から一般質問でも問題があったけれども、既に11月の第2回定例会は終わってしまったけれども、去年の2月に提案された第4号議案、これ、いろいろ調べたけれども、どう考えても継続手続を取っていないから、11月に。廃案なんですよ。でもそれは、11月の一般質問のときの議論では事実上の継続案件というふうに言ってしまうているから、そんなことを今さら言い出したら、それこそ通説から言ったら変な話だか



佐々木委員 つづき	ら、ここでやっぱり一旦廃案にするということを確認しておかんと ならないと思うんですが、どうでしょうかね。
宮嶋委員長	それが一つと、もう一つあるんやね。
佐々木委員	もう一個は、議長が高味さんだからあれだけれども、今のままいく と議長が欠けるじゃないですか、4月の中旬ぐらいに。 選挙のほうか。選挙があつて、市長選に出た瞬間に議員の資格が なくなるじゃないですか。ほかの人は4月の任期満了までであるけれど も、議員の身分はね。
宮嶋委員長	満了は4月25日。
佐々木委員	だから満了までであるやんか。ただし、市長選に出るとその瞬間に議 員の身分はなくなりますやんか。
宮嶋委員長	4月16日。
佐々木委員	<p>ということは、現在、高味さんどうするか分からんけれども、今こ この議長だから、議長が不在になるということですよ。なってしまう ということね。その場合、確かに短期的には副議長が代行すればいい とは思うんだけど、短期的には。ただ、4月の中旬ぐらいに議長 が不在になってしまつて、このまま恐らく5月の下旬か6月の上旬ま でいなくなるでしょう、ここの臨時会が開かれるまで。1か月半の 間、議長不在というのをつくっていいかどうかという、それはもう副 議長に代行してもらうんだということになるんだつたらあれかもしれ んけれども、私はやっぱり、議長が欠けた瞬間にやっぱり新たな議長 を選出しなあかん、原則から言つたら。と思うんです。</p> <p>そこで、ここから先は私の個人的な意見だけれども、今の状態だ と、今の輪番制ね。今回が木津川市で今度は精華町という輪番でやっ ちやうと、お互いの議員本体の任期が切れたんですよ、途中で。だか ら、何が言いたいかという、次の期をもう一遍木津川市の議員がや れば、2年後に精華町の選挙があるけれども、精華町の任期が切れて も議長は存在するんですよ。その次の2年が精華町が議長をやれば、 木津川市の任期が4月に切れても議長は存在し得るんですよ。</p> <p>だから、ちょっとそこらへん、議長の存在って重たいから、長時間 いなくてもいいという扱ひというのは非常にまずいなというふうに思 ったところで、どうするのかなという話です。別に今日決定するのは 無理かもしれないけれども、ちょっとそこは気になる話です。</p>

宮嶋委員長	2ついただきました。まず、1点目の件は。はい。
金森事務局長	<p>1点目の第4号議案の件ですけれども、今、実態といたしましては、2月8日に事実上の継続協議ということで決めていただいたのは事実であります。しかしながら私、前も申し上げましたが、法的には廃案ですよという話はさせていただきました。</p> <p>そしたらどうかということなんですけれども、いずれにしても、いろんなご意見をいただき、いろんな課題についても私らも整理もしているところであり、全てやり切れたわけではありませんが。</p> <p>今日の議案の中では何回かやり取りがありました。総務課職員を増員いたしましてその辺のいろんな課題の整理をしてまいりたいというふうに考えておりますし、またそれは今のこの第4号の一件について、そのためにということではないので、この第4号のときにもいろんな、いわゆる短期ローテーションに係る事務局機能の課題であるとか、あとはトータル的に人が少ないですから、今日も私、個人情報でかなり時間を取らせてしまって申し訳なかったですけれども、市町のように専門職員がいるわけではありません。どうしてもああいうふうになっちゃいました。申し訳なかったと思っておりますけれども、そういったところも含めて、やはり事務局機能というのは改善していく必要があるだろうし、そういった意味で4月以降はしっかりした体制を取っていききたいなと思っております。</p> <p>ちょっとそれでしたが、ということは、やはり第4号議案のことも意識はしているわけであり、まずは、佐々木委員のほうからも委託を一つの方法と思うがと。確かにそれは選択肢から一切離れておりません。選択肢としてそういうふうな手段という思いの上でこれからも進めていく必要がありますけれども、まずは職員の体制を強化して、いろんな課題の整理を進めていきたいと、こういうところがございますので、近いうちに臨時会を開いて、あるいはいついつの定例会までに整理をして、事務委託議案は改めて提案したいというふうなところには今のところ至っていないという状況でございます。</p>
竹川委員	結局、一旦廃案。
金森事務局長	法的には廃案です。
佐々木委員	<p>いやいや、よろしいか委員長。</p> <p>ただ、前回の議会では事実上の継続審査で答えが一致しちゃっているんですよ。会議録もそうなっているんですよ、11月の会議録でね。事実上の継続案件と言い切っちゃっているんですよ。それに対しては議運が廃案とかなんとか決めていないわけですよ、今、現瞬間。今</p>

佐々木委員 つづき	の今までね。この第4号議案の扱いについて生きているか死んでいるかということを確認されていないわけで、今の局長の話だと事実上の死に体状態ということを行っているわけだから、議運としても、去年の2月に出た第4号議案については一旦廃案だと。もちろん、もう一遍出てくるのはそれは構へんけれども、いいけれども、去年の第4号議案については廃案を確認しておかないと、生きているのか死んでいるのか分からない状態で何か次に引き継ぐというのは変な話ですので、それは明確に確認をしていただきたいと思うんですが。
宮嶋委員長	というやり取りが今ありましたけれども、皆さん、どうですか。
竹川委員	一旦廃案でいいん違いますか。
宮嶋委員長	はいどうぞ、高味さん。
高味議長	あれ、自然廃案というのがあるやんか、本会議中に採決が。その扱いということやねんな。それを、自然廃案を議会でも確認せんなん事項かどうかいうところ。
佐々木委員	いえ、そういうことじゃない。
金森事務局長	会期中に採決がされずに閉会になった場合はそのまま自動的に廃案になります。その判断の余地はないんです、法的に。ですから、もう一回その議論をお願いするとしても、また議案第何号になるか分かりませんが、新たな議案として提案をさせていただくという形でございます。
宮嶋委員長	よろしいですか。  (はいの声)  新たな議案として、次は出す場合は出てくるんだということ。  (はいの声)
佐々木委員	だから、第4号議案はないと。

宮嶋委員長	<p>ただ、その後の全協をやった経緯は、生きているという言い方はおかしいけれども、あれだけやったわけですからね。そのことはそれとして、あれ会議録も残っているし。</p> <p>はい、佐々木さん。</p>
佐々木委員	<p>だから、現実には言えば、去年の2月の本会議の後にやった全協が本来から言えば継続案件を付託した委員会になるわけですが、本来は。実質上、委員会付託のところは全協でやったわけですよ、実質的に。そこまでいいじゃないですか。本来は、その次の定例会、つまり去年の11月の定例会までに何を議論してどういう扱いにするかという報告があるわけでしょう、本会議に対して。メンバーは一緒だけでも。その本会議が、その案件がまだ生きているわけだから、11月だから生きているわけだから、それはもう、それを否決するか可決するかというのは受けるわけですよ。それで最後、その段階でまだ決着ついてなかったら、もう一遍今日までの間に再継続審査というのはあるけれども、要するに委員長報告も特になかったし再継続審査の申し出もなかったから、一番長く見ても去年の11月29日の本会議の終わる瞬間に終わっているわけですよ、議案自身は。だから、その確認だけでいいんです。</p>
宮嶋委員長	<p>はい、どうぞ。</p>
金森事務局長	<p>これは、正確な解釈というのは私は分かりません。なぜ分からないかと言うと、法的な継続審議ではないからです。ということは、事実上のいわゆる意思決定をしていただいた。そうすると、改めてというか、この案件については、もうこれは手を挙げます、棚上げしますという意思表示をするまで生きているのか、あるいは今言われたみたいに、次の会議があれば会議で改めて事実上の意思決定をするのかというようなルール設定がないんです。なぜなら法的な継続議案ではないからということになりますので、ただ、法的には確かに廃案になっておりますので、次提案するときは新たな議案としてお願いする、先ほど話したとおりです。</p>
宮嶋委員長	<p>よろしいですね。</p> <p>(はいの声)</p> <p>じゃ、そういうこととします。</p> <p>もう一つの件はどうですか。</p>

佐々木委員	あくまでこちらの意見ですけれども、要するに、趣旨は議長の長期不在というのがいいかどうかです。
宮嶋委員長	<p>どちらにしろ、4月16日から選挙が始まって23日なんだけれども、議員の任期は4月25日なんです。どちらにしても4月25日で木津川市の議員は終わりますので、新しい議会を構成されていくのはまた5月の半ばということになります。議員であることは事実ですけれども一旦そこで終わっていますのでね。で、6月の初めなのか5月の終わりなのかの臨時議会まではそういうことだという。</p> <p>佐々木さんの提案は、次の精華町はさらに2年後の5月の連休明けあたりが選挙に通常なりますから、だから同じことが行われるというか、5月の下旬ぐらいまでの2週間か3週間ぐらいは議長がいなくなりますという心配を今していただいているわけです。だから、それを解消するには、次期の議長は木津川市から選ぶということにしたらという提案ですけどね。</p>
佐々木委員	少なくとも、そういうことも含めて次のところで検討をしてもらったほうがいいんじゃないかという気はするんです、僕は。
宮嶋委員長	はい。
高味議長	25日には議長が不在に、僕の場合は少し早くなるけれども、25日からは議員も不在だと。
佐々木委員	そうですよ。
高味議長	ということは、今、精華町の議員さん3人しかおられないんです。議会は過半数をもって成立するから、議会自体も開けないということも起こり得るというか、それが現実やから、今のところね。佐々木さんが言わはる議長をそうしていったら議長は不在にはならないけれども、議会自体が過半数じゃないというのもこれ現実にあるから、そこも含めてちょっと持ち合わせで話やったらどうですか。
宮嶋委員長	ただ、それと今たまたま一斉になって、これ任期だってそれは分からないわけでしょう、議会が解散になる場合だってあるし。だから、あまりいろんなことを考えんと、もう今まで決めた今回、木津川市がやって、次、精華町とやっておいて、支障があるときに相談するということにして、本体のところはあまりいじらんほうがいいんじゃないで

宮嶋委員長 つづき	すか。 はい、佐々木さん。
佐々木委員	<p>こだわらないけれども、要するに私が言いたいのは、議長言うように会議自身は成立しないわけですから、選ばれていないわけだから会議は成立しない。そのとおりです。ただ、議会の議長の職務って別に会議の司会だけじゃないので、様々な実務とか普通入ってくるし、次の準備、つまり5月か6月の準備をする場合だって誰かが中心になって段取り、事務局任せじゃなしにそのときする必要はあるんなら、それはやっぱり現職の議長がいたほうがその段取りとか取りやすいということを言っているわけで、別に会議を開こうということを行っているわけではないし、仮に、木津川市さんがどう言うか分からないけれども、今度、連休明けぐらいに臨時会あるでしょう、恐らく。その段階で決まるじゃないですか、出てくるメンバーが。新しい5人、決まるでしょう。そしたら、まだ初議会が開かれていないけれどもメンバーとしては成立するわけだから、やっぱり誰かが音頭を取って、例えば事前に1回目の臨時会の運営について相談しましょうかと。その段階で、まだ議運はないんだから、その瞬間では。という音頭取りがいなくなるってことなんです。だから、それ全て事務局がやりますよというんだったらまあいいけれども、議長の不在を1か月半もつくるというのは、ちょっと私はよろしくないなというだけの話であって、別にいなくてもいいよというんだったら、それはもう副議長に頑張ってもらわなきゃあない話ですけど。</p>
宮嶋委員長	竹川さん。
竹川委員	だから、普通よりも早く高味議長が議員辞職されて、次また選挙があって新しく議員が選ばれて議運がある。その1か月半は副議長が議長代行をする。
宮嶋委員長	<p>それでいいんですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>じゃ、要するに、次の議長を木津川市から再度選ぶということじゃなくて、議長がいなかった場合は副議長がそれを代わるということでよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>では、そういうふうに進めます。 ほか、なければこれで終わりたいんですが、よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>そうしましたら、以上をもちまして本日の議題は全て終了いたしました。</p> <p>これをもちまして、木津川市精華町環境施設組合議会議会運営委員会を閉会します。ご苦労さまでした。</p> <p>(17:03)</p>
	<p>この議事録の記載は、適正と認めここに署名する</p> <p style="text-align: right;">委員長 _____</p>